

○東海市水道事業給水条例

平成10年3月19日

条例第17号

改正 平成12年2月22日条例第8号

平成13年12月21日条例第42号

平成14年12月25日条例第60号

平成20年12月22日条例第41号

平成24年3月28日条例第13号

平成25年12月26日条例第47号

令和元年6月28日条例第21号

令和元年9月24日条例第47号

東海市水道事業給水条例（昭和44年東海市条例第48号）の全部を改正する。

東海市水道事業給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）

第3章 給水（第12条—第21条）

第4章 加入負担金、料金及び手数料（第22条—第30条）

第5章 管理（第31条—第34条）

第6章 貯水槽水道（第35条・第36条）

第7章 布設工事監督者の配置基準等（第37条—第39条）

第8章 雑則（第40条）

第9章 罰則（第41条・第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、東海市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正保持に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、東海市の全域とする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「定例日」とは、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が給水装置ごとに、2月に1回の割合で定めた日をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設し、改造し、修繕し、又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市において、その費用の一部を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）は、管理者又は管理者が水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、当該給水装置工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 前2項に規定する指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定め

る。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの間の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 間接経費

2 前項各号に掲げる費用のほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置工事の工事費の概算額を管理者の指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた給水装置工事については、この限りでない。

2 前項の場合において、給水装置工事の工事費の概算額を同項の期日後15日を経過しても納付しないときは、その申込みを取り消したものとみなす。

3 第1項の工事費の概算額は、当該給水装置工事完了後に精算する。

(給水装置の変更の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。ただし、これに要するすべての費用は、その工事を必要ならしめた原因者の負担とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、水道施設の損傷、非常災害、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合（以下「水道施設の損傷等による場合」という。）のほか、制限し、又は停止することはない。

2 管理者は、水道施設の損傷等による場合において、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 前項本文の規定による予告をし、又は同項ただし書の規定により当該予告をしなかった後において、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に給水契約の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(代理人の選定)

第14条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用及び料金に関する事項を処理させるため管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認めた者

2 前条第2項の規定は、前項の管理人について準用する。

(メーターの設置)

第16条 管理者は、水道の使用水量（以下「使用水量」という。）を計量するため、給水装置にメーターを設置する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

(メーターの管理)

第17条 水道の利用者、給水装置の所有者又は管理人（以下「水道利用者等」という。）は、前条第1項の規定により管理者が設置したメーターを善良なる注意をもって管理しなければならない。

2 水道利用者等が前項の管理注意義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(水道の利用中止等の届出)

第18条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用を中止し、又は当該中止した水道の利用を再び開始するとき。

(2) 共用給水装置を利用する戸数又は箇所数を変更するとき。

(3) 私設消火栓を消防の演習に利用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道利用者等若しくは代理人に変更があったとき又はその氏名若しくは住所に変更があったとき。

(2) 水道を消防用に利用したとき。

(私設消火栓の利用)

第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、利用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に利用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第20条 水道利用者等は、善良なる注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよ

う給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出がなくても管理者が必要があると認めたときは、修繕その他必要な措置をすることができる。
- 3 前項の修繕その他必要な措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 4 第1項の管理注意義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、水道使用者等から給水装置又は供給する水の水質の検査について請求があったときは、当該検査を行い、その結果を当該請求をした者に通知しなければならない。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 加入負担金、料金及び手数料

(加入負担金)

第22条 加入負担金は、給水装置の新設又は改造（メーターの口径が増径となる場合に限る。）の承認を受けようとする者から、当該承認を管理者がする際に徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 加入負担金は、給水装置のメーター1基につき、次の表に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。

メーターの口径	加入負担金
13ミリメートル	60,000円
20	120,000
25	270,000
30	435,000
40	870,000
50	1,350,000
75	3,600,000
100	6,390,000

125	9,240,000
150	11,190,000
200	15,900,000
備考 既設の給水装置のメーターの口径を変更する場合で、変更後の加入負担金の額が変更前の加入負担金の額を上回るときは、その差額を追徴する。	

3 第1項の規定により徴収した加入負担金は、給水装置工事の工事検査後において、給水装置の廃止、メーターの口径が減径となる改造その他の理由が生じた場合であっても、これを還付しない。

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置による水道の利用者は、料金の納入について連帯して責任を負わなければならない。

(料金)

第24条 料金は、次に掲げる期間をそれぞれ1月とし、水道の利用を開始した日の属する月からその利用を中止した日又は給水装置を廃止した日の属する月までの分を徴収する。

(1) 前回の定例日の翌日から起算して1月を経過するまでの期間（以下「前月」という。）

(2) 前回の定例日の翌日から起算して1月を経過した日から次の定例日までの期間（以下「定例日の属する月」という。）

2 料金は、次の表に掲げる基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(1) 基本料金

区分	メーターの口径	1月の料金
専用給水装置	13ミリメートル	500円
	20	700
	25	3,290
	30	5,980

	40	8,990
	50	14,100
	75	32,900
	100	53,400
	125	65,000
	150	80,500
	200	177,100
共用給水装置（1戸につき）		500

(2) 従量料金

区分	1月の使用水量	1立方メートル当たりの料金
専用給水装置	5立方メートルまで	58円
	6立方メートルから10立方メートルまで	62
	11立方メートルから20立方メートルまで	100
	21立方メートルから30立方メートルまで	141
	31立方メートルから50立方メートルまで	182
	51立方メートル以上	217
共用給水装置	1月の使用水量を契約戸数で除して得た量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を専用の従量料金により算定し、その額に契約戸数を乗じて得た額	
備考 臨時使用又は一時使用の場合は、1立方メートルにつき435円とする。		

3 管理者が認める集中検針式遠隔指示メーターを設置した集合住宅等の共用給水装置については、第1項の規定にかかわらず、基本料金にあつては各戸のメーターの口径を13ミリメートルとし、従量料金にあつては1戸ごとに1月の使用水量を専用給水装置による使用水量とし算定した額を徴収する。

4 料金は、開栓中使用の有無にかかわらず、これを徴収する。給水を制限し、又は



停止した場合も同様とする。

(料金の算定)

第25条 使用水量は、定例日にメーターを点検して決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日にメーターを点検する。

(1) 前月又は定例日の属する月に水道の利用者を変更し、又は水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止したため、定例日前にメーターを点検する必要があるとき 定例日前の日

(2) 災害その他やむを得ない理由により定例日にメーターを点検できないとき 定例日後の日

2 料金は、前項の規定により決定した使用水量を2で除した量をそれぞれ前月及び定例日の属する月の使用水量とみなして算定する。この場合において、前月の使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を定例日の属する月の使用水量に加えるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める月の使用水量として算定する。

(1) 前月中に水道の利用者を変更し、又は水道の使用を中止し、若しくは給水装置を廃止したとき 前月

(2) 定例日の属する月から水道の使用を開始したとき 定例日の属する月

(料金の算定の特例)

第25条の2 前月又は定例日の属する月の途中で水道の利用者を変更し、又は水道の使用を開始し、若しくは中止した場合において、その月の使用日数が15日未満のときは、その月の基本料金は、第24条の規定により算定した基本料金の2分の1の額とする。

2 前月又は定例日の属する月の途中において、メーターの口径、給水装置の種類又は共用給水装置を使用する戸数若しくは箇所数(以下「メーターの口径等」という。)を変更した場合におけるその月の料金は、変更前のメーターの口径等に基づいて算定した額とする。

(使用水量の認定)

第26条 次の各号のいずれかに該当するときの使用水量は、管理者の認定による。

(1) メーターに異常があったとき。

(2) 使用水量が不明のとき。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は口座振替等の方法により、定例日の属する月に2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要があると認めたときは、随時これを徴収することができる。

(一時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、水道の一時使用をする者は、給水契約の申込みの際に管理者の定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の一時使用を終了したとき、精算する。

(手数料)

第29条 手数料は、法第25条の2第1項(法第25条の3の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による指定若しくは指定の更新の申請、第5条の規定による給水装置の新設等の申込み又は第32条第3項の規定による確認の申請をする者から、これらの申請等をする際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、これらの申請等をした後に徴収する。

2 手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給水装置工事事業者指定申請手数料及び給水装置工事事業者指定更新申請手数料 1件につき 1万円

(2) 給水装置工事検査手数料 1件1回につき 1,000円

(3) 給水装置構造材質基準適合確認申請手数料 1件1回につき 1万円

3 第1項の規定により徴収した手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、還付することができる。

(加入負担金等の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない加入負担金、料金、手数料その他の費用を減免することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、

水道使用者等に対し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する管理者の確認を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、申請をしなければならない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第3項の修繕その他必要な措置に要する費用、第24条の料金又は第29条の手数料を指定期限内に納付しないとき。

(2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第25条第1項のメーターの点検又は第31条第1項の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたと

き。

## 第6章 貯水槽水道

### (管理者の責務)

第35条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

### (設置者の責務)

第36条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2に規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定める基準に従い、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関し、管理者が定めるところにより検査を行うよう努めなければならない。

## 第7章 布設工事監督者の配置基準等

### (布設工事監督者を配置する工事)

第37条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する工事とする。

### (布設工事監督者の資格)

第38条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、令第5条第1項に定める資格とする。

### (水道技術管理者の資格)

第39条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、令第7条第1項に定める資格とする。

## 第8章 雑則

### (委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 第9章 罰則

### (過料)

第41条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなく、第16条第1項のメーターの設置、第25条第1項のメーターの点検、第31条第1項の検査又は第33条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第20条第1項の給水装置の管理注意義務を著しく怠った者
- (4) 第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金等を免れた者に対する過料)

第42条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の東海市水道事業給水条例（以下「旧条例」という。）第9条第1項の規定により申込みをした給水装置の新設等の工事をこの条例施行の日以後に施行し、及び施行しようとする者は、改正後の東海市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第5条の規定により給水装置の新設等の申込みをし、及び管理者の承認を受けた者とみなす。
- 3 この条例施行の際現に給水を受けている者は、新条例第13条の規定による給水契約の申込みをし、及び管理者の承認を受けた者とみなす。
- 4 この条例施行の際現に旧条例第5条第1項の規定により選定され、及び届け出されている総代人は、新条例第15条第1項の規定により選定され、及び届け出されている管理人とみなす。
- 5 この条例施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例によ

る。

(東海市下水道条例の一部改正)

- 6 東海市下水道条例（平成元年東海市条例第33号）の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成12年条例第8号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第42号）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第25条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に水道の利用者を変更し、又は水道の利用を開始し、若しくは中止する場合の基本料金の算定について適用し、施行日前に水道の利用者を変更し、又は水道の利用を開始し、若しくは中止した場合の基本料金の算定については、なお従前の例による。
- 3 新条例第25条の2第2項の規定は、施行日以後にメーターの口径等を変更する場合の料金の算定について適用し、施行日前にメーターの口径等を変更した場合の料金の算定については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第60号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市水道事業給水条例第24条第2項の規定は、平成15年5月1日（以下「適用日」という。）以後に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金（同年5月中に定例日が到来する場合にあっては、当該定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち、当該定例日の属する月の使用水量に係る料金に限る。）について適用し、同年5月中に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち、当該定例日の属する月の使用水量に係る料金以外の料金及び適用日前に到来した定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第41号）

- 1 この条例は、平成21年3月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市水道事業給水条例第24条第2項の規定は、平成21年4月1日（以下「適用日」という。）以後に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金（同月中に定例日が到来する場合にあっては、当該定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち、当該定例日の属する月の使用水量に係る料金に限る。）について適用し、同年4月中に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち、当該定例日の属する月の使用水量に係る料金以外の料金及び適用日前に到来した定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年条例第13号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第47号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東海市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設又は改造（メーターの口径が増径となる場合に限る。）（以下「給水装置の新設等」という。）の申込み及びその承認（施行日前に給水装置の新設等の申込みをし、施行日以後にその承認をする場合を含む。）に係る加入負担金について適用し、施行日前の給水装置の新設等の申込み及びその承認に係る加入負担金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第2項の規定は、平成26年6月1日（以下「適用日」という。）以後に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金（同月中に定例日が到来する場合にあっては、当該定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち当該定例日の属する月の使用水量に係る料金に限る。）について適用し、同年6月中に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち当該定例日の属する月の使用水量に係る料金以外の料金及び適用日前に到来した定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第21号）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 改正後の東海市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第22条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の給水装置の新設又は改造の承認に係る加入負担金について適用し、施行日前の給水装置の新設又は改造の承認に係る加入負担金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第24条第2項の規定は、令和元年12月1日（以下「適用日」という。）以後に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金（同月中に定例日が到来する場合は、当該定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち当該定例日の属する月の使用水量に係る料金に限る。）について適用し、同年12月中に到来する定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金のうち当該定例日の属する月の使用水量に係る料金以外の料金及び適用日前に到来した定例日にメーターを点検して決定した使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第47号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。